

# 鴻巣市住宅リフォーム資金補助事業について

市では、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市民が、市内の施工業者（市内に主たる事業所を有する業者に限りま）を利用して、自己の居住する住宅リフォームを行う場合に、その経費の一部を補助します

## 補助率・補助限度額



税抜き工事費の5%に相当する額(千円未満切捨て)で、10万円を限度額とします

- ※ 見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額を補助対象とします
- ※ 補助金の交付は、一の住宅につき1回限りとします  
ただし、当該住宅の所有者に変更があった場合は、この限りではありません

## 申請できる人（次のすべてに該当する方）



- (1) 鴻巣市に居住し、住民登録をしていること
- (2) 対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者であり、かつ居住していること
- (3) 市税の滞納がないこと

## 補助対象工事（次のすべてに該当する工事）



- (1) 工事費が20万円以上(消費税別)で、市内施工業者(市内に主たる事業所を有する業者に限りま)が行う**住宅改修工事**（下記参照）
- (2) 市のほかの助成制度による補助対象工事以外の工事
- (3) 補助申請後、交付決定を受けてから着工され、令和5年3月31日までに完了する工事  
(補助金決定前にすでに着工されていたり、完了しているものは対象になりません)

**注意：交付決定までに約2週間ほど要しますので、余裕をもってご申請ください**

### 住宅改修工事

建物の内外装の修繕等、建物の増築及び間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善など（造園・門扉・塀等の外構工事や車庫・倉庫の設置、エアコンの設置等の単なる備品設置工事は**対象外**です）

## 申請方法



令和4年4月1日（金）から以下の書類を持参のうえ建築住宅課（本庁舎2階）へ

※ **申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します**

### 補助金申請に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- (2) 住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し
- (3) 住宅の固定資産税(土地・家屋)の課税明細書の写し
- (4) 改修工事の見積書の写し
- (5) 設計図
- (6) 案内図（対象住宅の位置図）
- (7) 改修工事予定の現場写真
- (8) 鴻巣市の未納税額のないことの証明書（収税対策課 新館2F）  
申請する日から発行が1か月以内（申請日の前月同日以降）のもの  
例：4月1日申請の場合…3月1日以降発行の証明書  
5月20日申請の場合…4月20日以降発行の証明書

※ 申請書は建築住宅課または鴻巣市ホームページにて配布します



補助金交付までの流れは裏面をご覧ください

詳しい内容については、お気軽にお問い合わせください

<問い合わせ先> 鴻巣市都市建設部建築住宅課 住宅担当（☎048-541-1321）

# 住宅リフォーム資金補助金の申請から交付まで



申請される方

## ① 市に相談

▶申請される方は、実施予定の住宅リフォームが補助対象となるか、事前に建築住宅課へご相談ください。

**注意：申請者は、補助金交付の決定を受けてから住宅リフォームに着工してください。交付決定までに約2週間程要しますので、余裕をもってご申請ください。**

申請される方

## ② 施工業者の選定

▶市内に主たる事業所を有する業者から選定してください。  
※支店・営業所は対象外です。**本社・本店**が市内にある業者です。

申請される方

## ③ 市に申請

▶建築住宅課へ「補助金交付申請書」等を提出してください。

### 補助金申請に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金交付申請書
- (2) 住民票（世帯全員が記載されたもの）の写し
- (3) 住宅の固定資産税（土地・家屋）の課税明細書の写し
- (4) 改修工事の見積書の写し
- (5) 設計図
- (6) 案内図（対象住宅の位置図）
- (7) 改修工事予定の現場写真
- (8) 鴻巣市の未納税額のないことの証明書  
申請する日から発行が1か月以内（申請日の前月同日以降）のもの  
例：4月1日申請の場合…3月1日以降発行の証明書  
5月20日申請の場合…4月20日以降発行の証明書

市

## ④ 申請内容の審査 補助金交付決定

▶申請内容を審査後、「補助金交付(不交付)決定通知書」等を郵送します。  
※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

**交付決定前に着工した工事は、補助金の対象になりません。**

申請される方

## ⑤ リフォーム工事 完了の報告

▶建築住宅課へ「工事完了報告書」等を提出してください。  
※ 補助対象リフォームの完了後1か月以内又は当該年度の末日までの、いずれか早い日が提出期限となります。

### 工事完了報告に必要な書類

- (1) 鴻巣市住宅リフォーム資金補助金工事完了報告書
- (2) 契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) リフォーム実施前と工事後（工事中も含む）の現場写真
- (5) 建築確認申請が必要な工事の場合にあっては検査済証

市

## ⑥ 完了報告の審査 補助金の確定

▶報告内容を審査後、「補助金確定通知書」等を郵送します。  
※ 審査の過程で現地確認をさせていただく場合があります。

申請される方

## ⑦ 補助金の請求

▶建築住宅課へ「補助金請求書」を提出してください。

市

## ⑧ 補助金の交付

▶「補助金請求書」に記載された口座に補助金を入金します。